

(4) 南伊勢管理計画区

1) 管理計画区の概況

地 形

複雑に入り組んだりアス式海岸が東西に長く延び、東から五ヶ所湾、鷺湾、神前湾、古和浦湾などが深く入り込む。背後には紀伊山地の山並みが海岸近くまで迫り、外洋に面した場所は海蝕崖が発達した荒々しい海岸線を有している。

植 生

半島部を中心にスダジイ、ウバメガシ等からなる自然林が広く残存している。

また、押測地区の「細谷暖地性シダ群落」「鬼ヶ城暖地性シダ群落」は国指定天然記念物に指定されており、海岸部にはハマボウやハマナツメ群落等の海浜植物群落が見られる。

動 物

自然林が多く残されており、メジロやウグイスなど多くの野鳥が見られる。また、黒潮の影響を受け海洋には多くの魚類が生息している。

利 用

自然探勝路を利用した自然探勝や野鳥観察、植物観察など地元NPO団体も積極的な活動を実施している地区である。また、五ヶ所湾や鷺湾周辺での釣り等の水辺利用もなされている。南伊勢町全体の入り込み者数は、19万人(平成17年三重県観光レクリエーション入り込み客数推計書・観光客実態調査報告書より)と減少傾向にある。

2) 管理方針

本管理計画区の管理方針は、次のとおりとする。

自然海岸及び自然林の保護を図る。

五ヶ所湾の水質の保全を図る。

風致景観の保護、温暖化対策の一環として屋上緑化、壁面緑化を積極的に推進する。

アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルートなど野生生物の保護に配慮する。

3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

保全対象と保全方針

特色ある風致景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
五ヶ所湾～古和浦湾	溺れ谷 海蝕洞（筆島、見江島） 潮吹穴（田首浦、見江島） 岩門（立崎） [特保、1特、2特、3特、普通]	海蝕崖とリアス岸海岸が連続した本公園を代表する風致景観である。 自然海岸の保全に努めるとともに、湾内の水質保全について十分配慮するものとする。
獅子島	クロマツ林 獅子島の樹叢（県指定天然記念物） ハマジンチョウ（国：絶滅危惧類（VU）、県：絶滅危惧 A類（CR）） 等当該地に生育する貴重な野生生物 [2特]	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な植物の生育環境の保全に努めるものとする。
伊勢路川河口	ハマボウ群落（本州最大規模） [普通]	河川工事等に当たっては、ハマボウ群落の生育環境の保全に努めるものとする。
鬼ヶ城、細谷押渚湿地	鬼ヶ城暖地性シダ群落（国指定天然記念物） 細谷暖地性シダ群落（国指定天然記念物） グンバイトンボ（国：絶滅危惧類（VU）、県：絶滅危惧 B類（EN）） マダラシマゲンゴロウ（国：絶滅危惧類（VU）、県：絶滅危惧 B類（EN）） 等当該地に生息する貴重な野生生物 [3特、普通]	貴重な野生生物の生息・生育環境の保全に努めるものとする。
見江島	見江島のイワツバメ棲息地（県指定天然記念物） 暖地性植物群落 [特保]	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な動物の生息・生育環境の保全に努めるものとする。
弁天島	暖地性植物群落 [特保]	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な植物群落の生育環境の保全に努めるものとする。
塩竈浜	ハマナツメ（国：絶滅危惧 B類（EN）、県：絶滅危惧 B類（EN）、県指定希少野生動植物種）	貴重なハマナツメ群落の生育環境の保全に努めるものとする。

	群落（県指定天然記念物） 海跡湖 [3 特]	
--	--------------------------------	--

主要な展望地

代表的な展望地と展望対象を定め、その風致景観の保全のため適切な管理を行うこととする。

展望地、名称	主要展望対象	保 全 方 針
相賀浦園地	五ヶ所湾に望むリアス式海岸	五ヶ所湾を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
鵜倉園地	贅湾及び神前湾に望む海蝕崖とリアス式海岸	贅湾及び神前湾を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
田曾白浜 浅間山（宿浦・田曾浦）	英虞湾及び五ヶ所湾に望むリアス式海岸	英虞湾及び五ヶ所湾を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。

4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
道路(車道)	鵜方神津佐線	<p>基本方針 志摩と南伊勢(神津佐地区)を結ぶ連絡道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	鵜倉半島線	<p>基本方針 鵜倉園地への連絡道路及び自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	各路線共通	<p>法面 法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。</p> <p>工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。 ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望みされる場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
道路(歩道)	相賀浦阿曾浦線	<p>基本方針 リアス式海岸の展望地、塩竈浜の海浜植生群落等自然探勝のための歩道として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。</p>

	浅間山登山線	<p>基本方針 浅間山山頂からの展望を生かした自然探勝のための歩道として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。</p>
	近畿自然歩道	<p>基本方針 海岸線沿いに歩く自然探勝路として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。</p>
	各路線共通	<p>工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>標識類 ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したのものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>付帯施設等 ア．規模、構造等 必要最小限の規模とし、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。 イ．色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。</p> <p>管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
園地	阿曾浦	<p>基本方針 鰲湾の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	鵜倉	<p>基本方針 南伊勢地区のリアス式海岸の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	龍仙山 鶴路山 相賀浦	<p>基本方針 五ヶ所湾の展望及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	迫間浦 中津浜浦	<p>基本方針 海水浴等水辺利用のための園地として、風致景観の維持を図るもの</p>

		とする。
	神前浦	基本方針 自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	古和浦 塩竈浜	基本方針 休憩及び自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	各地区共通	建築物 ア．規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、既存の高さを越えないものとする。 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ．色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。 園路 地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。 標識類 ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとすること。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。 修景緑化 ア．園地内においては展望の確保に留意しながら在来の樹種による積極的な修景植栽を指導し、植生の回復を図るものとする。 イ．取付道路等の法面については在来種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。
宿舎	田曾浦	基本方針 英虞湾及び五ヶ所湾探勝利用のための宿泊施設として、風致景観の

		<p>維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	相賀浦	<p>基本方針 五ヶ所湾探勝ための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	鵜倉	<p>基本方針 周辺地区利用のための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	中津浜浦	<p>基本方針 五ヶ所湾における海洋レクリエーションのための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	小田ノ浦 迫間浦	<p>基本方針 自然探勝及び海洋レクリエーションのための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	各地区共通	<p>位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、海側の敷地境界からの壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは既存の高さを超えないものとする。</p> <p>構造、色彩 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>修景緑化 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設周囲には在来の樹種による修景植栽を行う。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
野営場	迫間浦	<p>基本方針 海水浴等海浜レクリエーションのための滞在施設として、風致景観の維持を図るものとする。</p>

<p>鵜倉</p>		<p>基本方針 自然探勝のための滞在施設として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	<p>各地区共通</p>	<p>建築物 高さは極力抑制されたものとする。 屋根は切妻を基本とした勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は、焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。</p> <p>テントサイト 配置に当たっては、支障木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる等周辺環境との調和を図る。</p> <p>修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、工事に当たっては、在来の樹種による修景植栽を行う。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p> <p>排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p> <p>管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等快適な利用環境の維持に努める。</p>
<p>舟遊場</p>	<p>中津浜浦 小田ノ浦 迫間浦</p>	<p>基本方針 五ヶ所湾、鰐湾等におけるヨット等海洋レクリエーションの基地となるマリーナとして風致景観の維持を図るものとする。 また、五ヶ所湾、鰐湾等の水質保全に十分配慮する。</p>

許可・届出等取扱方針

ア．特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）

行為の種類	取 扱 方 針
<p>1 工作物 (1) 建築物</p>	<p>基本方針 建築物が、周辺の風致及び人文景観を損なわないよう留意すること。 また、主要な展望地、道路等からの眺望の対象に著しい支障を与えないよう留意する。</p> <p>建築物のデザイン 奇抜な形態（円形、球形等）は避け、落ち着いたデザインとする。 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。また、既存施設で陸屋根のものについては、増、改築に際し上記構造に改善することとする。</p> <p>色彩 ア．屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ．外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については在来の樹種により修景植栽を行うこととする。</p> <p>残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。</p>
<p>(2) 道路（車道）</p>	<p>基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。</p> <p>工法等</p>

支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。
河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。

修景緑化

在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。

残土処理

原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。

付帯施設

ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。

イ．色彩

ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。

イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。

(3) 電柱

基本方針

主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。

位置

ア．主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。なお、既設施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。

イ．主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。

ウ．電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。

規模

高さ及び本数は必要最小限とする。

材料、色彩

主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあっては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。

(4) 鉄塔、アンテナ

基本方針

公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。

位置

主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）及び主たる展望地など利用者の集中する場所からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。

規模

高さ及び本数は必要最小限とする。

色彩

地形、植生、利用状況など設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、局舎等については、1工作物（1）建築物の取扱いに準ずるものとする。

<p>(5) 風力発電施設</p>	<p>基本方針 小型風力発電施設以外のものについては、認めない。なお、設置に当たっては、風致景観上の支障及び野生生物の保護に配慮するものとする。</p>
<p>(6) 海岸保全施設等(護岸、堤防)</p>	<p>基本方針 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。自然海岸への設置は極力認めない。</p> <p>工法、材料 ア．工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。 イ．主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。 ウ．海水浴場等現に利用者が多い場所にあつては、その利用を阻害しないよう配慮する。 エ．自然海岸で新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ．工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については在来種により修景緑化を行う。</p>
<p>2 木竹の伐採</p>	<p>基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。</p>
<p>3 土石の採取 (1) ボーリング</p>	<p>基本方針 ア．地熱開発が目的の調査ボーリングについては認めない。 イ．大規模開発を前提とする調査ボーリングについては、全体計画を含めて審査するものとする。 ウ．温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設を含めて審査するものとする。</p>
<p>(2) 露天掘(採石)</p>	<p>基本方針 新規の採石は認めない。 既存の採石については、関係行政機関と連携を図り終掘に向け調整を図るものとする。</p>
<p>4 広告物等</p>	<p>基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課との連携を図る。</p> <p>位置 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。</p> <p>材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料及びこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。</p> <p>管理方針 営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去及び補修する等適切に管理する。</p> <p>その他</p>

イ．普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知)
- ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」(平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知)
 - ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。
 - イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。
 - ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるほか、特にサシバ、ハチクマ等猛禽類の渡りに配慮する。
 - エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

地域の開発、整備に関する事項

ア．公共事業との調整

国立公園内において、県などが計画する公共事業については、事業を円滑に行うため、あらかじめ、その内容について調整を図ることとする。

(5) リゾート計画等大規模複合施設の取扱いに関する事項

三重県のリゾート構想における特定施設等の大規模複合施設の取扱いに当たっては、公園の施設計画に基づく公園事業施設として適当なものについては、公園事業として取扱うこととなり、公園事業とならない施設については、従来と同様に「自然公園法施行規則（昭和32年10月11日付け厚生省令第41号）第11条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）」、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知）」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号自然環境局長通知）」及び本管理計画の計画区ごとの「許可・届出等取扱方針」により取扱う。

1) 公園事業となる大規模複合施設の取扱い

大規模複合施設のうち、公園事業となるものについては、事業決定に際して「施設地及びその周辺地域の状況資料、施設の整備計画と環境影響予測及びその対策」等に関する資料が必要とされるため、事業執行予定者に対して、環境影響予測調査を行うよう指導する。事業執行認可までの作業手順は第5.7のとおりである。

なお、環境影響予測調査が適切に実施されるよう、次の事項について調査を図るものとする。

構想の内容

構想の内容について、環境に重大な影響を及ぼすと予測される要因の把握、公園事業となる施設の特定等の調査を行う。

調査対象事業の把握

公園事業となる施設のほか、公園事業となる施設と一体の開発が行われることになる一連の施設を含めて、調査の対象とするよう指導する。

実施主体

調査の実施主体を明確にする。

調査の内容

既存の技術指針、調査事例等を参考に、調査対象地域、調査項目、調査方法、調査期間等について調整を図る。

代案、保全対策

環境影響予測の結果を基に、施設群の配置、規模、敷地の造成等について、代案、保全対策の必要性を検討する。

さらに、施設設計に際しては、各施設の形状、色彩、材質、デザイン及び修景の方法等について、本管理計画の「公園事業取扱方針」に準じて指導するものとする。

また、事業実施後の環境への影響について、適切なモニタリングが行われるよう事業執行者を指導するものとする。

2) 公園事業とならない大規模複合施設の取扱い

公園事業とならない大規模複合施設については、「自然公園法施行規則（昭和32年10月11日付け厚生省令第41号）第11条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）」、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知）」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号自然環境局長通知）」及び本管理計画の計画区ごとの「許可・届出等取扱方針」により指導するものとする。

施設群が1ha以上の面的広がりを持つ場合には、自然公園法施行規則第10条第3項に基づき事前に総合調査を実施し、資料を添付する必要があるため、適切な調査が実施されるよう指導するものとする。

3) 普通地域内における大規模複合施設の取扱い

普通地域内における大規模複合施設については、本管理計画の「許可・届出等取扱方針」に準じて取扱うが、風景の保護のため、適切な保全対策が取られるよう指導するものとする。

第3．適正な公園利用の推進に関する事項

1．基本方針

(1) 全体方針

自然公園の目的は、自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）第1条に規定されているように「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資すること」とされている。また、環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）においては、国の施策に係る指針として第14条第3号に「人と自然との豊かな触れ合いが保たれること」、環境基本計画（平成12年12月27日付け総理府告示第70号）では自然と人との共生を確保するため、「自然とのふれあいの場や機会の確保」が位置づけられている。

そのほかにも、自然保護憲章（昭和49年6月）に自然と親しむことの必要性や、新・生物多様性国家戦略（平成14年3月）では自然とのふれあいの場の確保や機会の提供などの各種施策推進の必要性などが多様性確保の上でも重要であること、自然再生推進法（平成14年法律第148号）では自然環境学習の重要性やその効果的な実施に当たっては自然体験等への参画の必要性について明記されている。

また、我が国の経済社会の発展・国際相互理解の増進などの観点から、国策の柱の一つとして観光立国の重要性が高まっていることにより、その実現に向けた観光立国推進基本法（平成18年12月20日法律第117号）の制定やエコツーリズムの推進に向けた各種取組も進んでいる。

伊勢志摩国立公園は、近隣に大阪や名古屋などの大都市圏を抱え、年間約1,000万人の利用者が訪れる利用頻度の高い国立公園である。伊勢志摩の特色としては、伊勢参りや民間水族館、大規模遊戯施設の利用など観光的利用がそのほとんどであり、自然公園としての利用としてはリアス式海岸などの自然風景の展望・ハイキング利用と海とのふれあい利用がわずかに占めている状態である。しかし、そのような利用動態を、将来的には単純な観光的利用から自然とのふれあい体験利用へと比率を上げてゆくためには、その環境保全はもちろんのこと、適正な利用を推進してゆく重要性は高い。

以上から、伊勢志摩国立公園でも上記関係法令等に基づき適正な利用の推進を図り、自然公園としての機能を十分発揮させることは必要不可欠である。そのため、伊勢志摩の特色を生かした魅力ある国立公園づくりへの取組を推進すると共に、その魅力を内外に発信し、適正な国立公園の利用を推進するため、多様な主体と協働し、総合的かつ計画的に各種取組を図ってゆく。

1) 利用資源の発掘・保全

伊勢志摩国立公園の資質となっている自然や歴史・文化資源については、日頃よりその現状把握に努め、時代の流れに適切に対応しながらその適正な利用を図り、既存の資源の把握にとどまらず地域の特性を活かしたあらたな利用資源の発掘を図る。

また、利用資源については、持続可能な利用となるよう適切に保全し、周辺環境も含めた保全活動を積極的に行い、その魅力向上を図る。

2) 情報の発信

自然環境等の状況や利用方法等に関する情報は、本国立公園を利用しようとする者に対して、関係機関・関連施設での広報、新聞やホームページなど様々なツールを通じて適切に発信し、伊勢志摩来訪・公園利用の促進を図る。

また、本国立公園を訪れた者に対しては、ビジターセンターなどの施設を中核とし、伊勢志摩の自然環境の展示や利用拠点の案内を行うとともに、関係機関が連携し、伊勢志摩の総合的な利用情報発信・広報を図る。

さらに、各種情報発信に当たっては、利用者が求める情報の把握に努め、受け入れ側が伝えたい情報を速やかに、かつ多様な利用者に対して容易に理解できるよう工夫して提供する。

3) ソフトインフラの整備

多様な公園利用者のニーズに応えるため、利用施設の整備に努めるとともに、その利便性向上を図り、円滑な公園利用を図るため、パークボランティアや自然公園指導員、民間団体の認定する自然観察ガイドや地方自治体の認定する観光ガイドなど利用の案内役を務める人材同士の連携に努めるとともに、利用に関わる人材の確保及び伊勢志摩の特性を活かした人材育成を積極的におこなう。

また、行事等の運営に当たっては、公園利用者が安全かつ安心して参加できるよう、その安全体制を整え、マニュアルの整備を図る。

さらに、受け入れ態勢の底上げを図るため、公園事業執行者をはじめとした公園関係者も公園利用者に対する基本的な接遇を行えるよう研修の実施や指導普及に努める。

4) 適正な利用の推進

自然や風致景観など利用資源の保全のため、利用ルールの遵守、ゴミの持ち帰りなど、適正な利用が行われるよう関係者の意識の向上を図るとともに、必要な事項について整理し、様々な場にお

いて普及活動を行うなど積極的な取組に努める。

5) 関係機関等の連携

適正な公園利用の推進に当たっては、関係行政機関、観光関係機関、公園事業執行者、観光事業者、ボランティア団体、住民等が各々の役割を果たしつつ、相乗的な効果を上げるため連携して取り組む。

(2) 各地区ごとの方針

1) 伊勢管理計画区

伊勢神宮や古くからの景勝地となっている二見浦が利用の中心となっている当該地区は、本公園のなかで最も利用者の集中する地区である。

伊勢神宮周辺では、宮域林などの荘厳な雰囲気や二見浦の海岸沿いを散策などにより多くの利用者が楽しんでいる。また、当該地区を起点とした車道や鉄道が複数路線のびており、他地区への移動・誘導の要衝となっている。

本公園で最も標高が高い朝熊山(555m)は、伊勢と鳥羽を結ぶ朝熊山登山線運輸施設(一般自動車道)[通称:伊勢志摩スカイライン]及び近畿自然歩道沿いに位置し、鳥羽湾や三河湾を望むことができる好展望地となっている。また鳥類等の野生生物の渡りのルートにも架かっていることから、自然観察のポイントとしても利用されている。

当計画区は、本公園で最も利用の集中する箇所であり、適正な公園利用を普及する拠点として情報の普及に努める。また、寺社や遺跡など歴史的な資源も多く、神宮参拝だけではなく自然と歴史・文化資源を活用した利用の推進を図るとともに、他地区への誘導をはかり伊勢志摩の魅力を広く知ってもらう玄関口としての機能を高めるため、既存観光施設等において関係市町での連携した広報活動を図る。

2) 鳥羽管理計画区

車道や鉄道が整備されているとともに、島巡りの船舶やフェリーの発着場があるなど、陸と海の交通の要衝となっており、鳥羽より伊勢方面と志摩方面を結ぶ連結点としての地利を有している地区である。鳥羽ビジターセンター、鳥羽水族館、海の博物館、ミキモト真珠島といった施設が整備されているほか、宿泊施設等も多く、特に鳥羽港の周辺に利用者が集中している。

公園利用施設として近畿自然歩道も数多く整備されているほか、公園計画にはないウォーキングコースも数多くあり、史跡、鳥羽湾や里山の風景を楽しみながらの散策利用もなされている。

当計画区では、鳥羽へ誘導された利用者が、より深く伊勢志摩を体験したくなるよう各種施設により伊勢志摩の資源を紹介するとともに、鳥羽湾の島々の豊かな自然や歴史・文化を活かしたエコツーリズムの推進、ビジターセンターを拠点とした各種イベントの企画・情報発信などの積極的な展開を図る。

3) 志摩管理計画区

英虞湾やの矢湾などの地形を活かした真珠養殖や漁業が盛んであるとともに、京阪神・中京方面からの近畿日本鉄道の乗り入れにより、賢島を中心として古くから観光地として発展してきた地区である。2つの集団施設地区を抱えるほか、宿泊施設や水族館、ビジターセンターなどの施設が整備されている。また、英虞湾の多島海風景を楽しむ利用のほか太平洋側では海水浴やサーフィンなど様々なマリンスポーツの利用も多い。

当計画区では、地域の産業との調整を図りつつ、既存の利用施設や地域の資源を活かした自然解説・体験活動などをさらに推進する。そのため、魅力的なプログラムの開発、定期的な活動の提供を図り、積極的な情報発信を行い、利用者層の拡大を図る。

3) - 1 登茂山集団施設地区

英虞湾に突出した半島からなり、英虞湾を望む好展望地となっている。第19回自然公園大会(昭和52年)を機に、園地、広場、キャンプ場、自然観察路、展望台などの公園利用施設が集約的に整備され、多くの利用者が訪れている。自然観察、海辺の利用(シーカヤックなど)の野外活動が盛んであるとともに、様々な自然体験プログラムの提供がなされている。今後とも、自然体験活動を中心とした主要な利用拠点として、利用の推進を図る。

3) - 2 横山集団施設地区

英虞湾の北方に位置する横山の東端部に位置し、ビジターセンター、展望台、広場などが整備されており、英虞湾を望む好展望地として利用されている。

ビジターセンターでは地域の自然や文化等の情報発信を行うとともに、自然観察会などの野外活動の拠点として機能しており、今後はその機能の充実を図るとともに、伊勢志摩の情報集約・発信の拠点として機能するよう、人材の育成やホームページ等の整備を図る。

4) 南伊勢管理計画区

五ヶ所湾を中心とし、熊野灘に面した切り立ったリアス式海岸の自然海岸風景を楽しむ利用が多く、近畿自然歩道の整備などがされている。

当計画区では他地区より開発の度合いが低いいため、落ち着いた自然風景を楽しむ眺望・散策利用が多く、今後とも歩道・園地等の整備を進めるとともに、あらたな利用であるダイビングなどの海辺の利用や将来の利用動線の変更を見込んだ上で、計画区の保全と併せた利用の推進を図る。

2. 利用方法に関する事項

(1) 主な公園利用

1) ドライブ及び眺望利用

本公園では、都市圏からの来訪が利用者の多くを占め、車（特にマイカー）利用が多く見込まれることから、利用拠点同士を結ぶ機能の推進、展望地など利用拠点への誘導を図り、利用者が伊勢志摩国立公園の風景美を容易に楽しめるようにする。利用者の大半が、国立公園の利用を意識していないことが多いと想定されるため、国立公園内にいることが容易に理解出来るよう、公園の入り口部分や園地や展望地等において標識等を整備するとともに、車道沿いや展望地における展望の確保を図るため、定期的に点検し、草刈、樹木の剪定など維持管理作業を行う。

利用者に対しては、単なるドライブや展望に終わらないよう、休憩所など立ち寄り箇所などにおいてさらに伊勢志摩の自然や文化の体験活動へと誘導出来るよう、展示施設や体験プログラムの案内などの広報に努め、より深い公園利用への誘導を図る。

2) 歩道等の散策

歩くことは、環境に優しいとともに健康の増進に役立ち、自然や文化とのふれあいには格好の手段であることから、近畿自然歩道をはじめとする歩道の活用を推進する。既にウォーキング活動の高まりを受けて伊勢志摩国立公園における歩道ルートの整備が行われており、その一層の広報と利用の促進を図る。また、歩道設置者が中心となり関係機関と連携して、利用者が安全に利用ができるよう道標や解説版など必要最小限の整備を行うとともに、関係者の協力を得て、定期的な施設の安全点検、美化清掃、利用マナーの普及を図る。

基本的に自然とのふれあいをたのしもうとする意識を有する利用者が多いことが想定されるため、利用に当たっての基本的なマナーを周知するとともに、さらなる関心を引き起こすため、歩道沿線の自然や文化についての説明や案内を図り、ホームページなどにて情報発信に努める。

3) 自然観察会等の行事参加

伊勢志摩国立公園内の各地域の自然や文化を体験し、より深く知るために、自然観察会等のイベントを積極的に実施する。行事の実施に当たっては、国・県・関係市町・地元団体などが主体的に実施し、行事参加者層の拡大やリピート率を向上させるため、地域資源を活かした多彩なイベントを地域バランスも考慮し、関係機関連携のもとで企画するよう努める。

企画に当たっては、意識調査などにより利用者のニーズを踏まえ、集客力や普及力の高いものを企画するよう努めるとともに、実施に当たっては、利用者の安全確保及び資源の保全には十分に留意する。

基本的に自然とのより深いふれあいを求めて参加する利用者が多いことから、将来的には公園利用の推進を図るためのサポーターとして参加者の中から人材育成を図ることも意識しつつ、基本的な利用のルールについての理解を高めるとともに、人材の受け入れ体制についても広く広報を図ることとする。

4) 海水浴・マリンスポーツ等の海辺利用

本公園にはすぐれた海浜が多く、海水浴やサーフィン等が盛んに行われている。また、英虞湾を中心としたシーカヤックや方座浦周辺におけるダイビングなどのあらたな利用も見られる。海辺の利用に当たっては、各種条例の遵守・産業との調整を図りながら行うことはもちろん、特に水難事故の防止に努め、安全利用の促進を図る。さらに、海辺の環境を保全するため、海岸部のみならず川や森など陸域も含めた美化意識の向上を図るための普及啓発やシーズンに先駆けた美化清掃活動などによる環境保全に努める。

利用者の自然公園に対する意識は高くないことが想定されることから、行政機関を主導とした各種利用の推進が必要であり、様々な媒体を通じて伊勢志摩国立公園であること、利用資源が地域の宝であることを普及啓発し、適正な利用が推進されるよう広報に努める。

(2) 自然とのふれあい活動

自然とのふれあいは、自然への理解を深めるとともに自然保護の精神を育むものであることから、これを積極的に推進する。「みどりの月間(4/15～5/14)」や環境省が主唱する「自然に親しむ運動(7/21～8/20)」、「自然公園クリーンデー(8月第1日曜日)」及び「全国・自然歩道を歩こう月間(10月)」については、このような歳時記を中心として各主体による自然ふれあい

活動への取り組みを推進するものである。当該期間に当たっては、以下の方針に基づき活動を行うのはもちろんのこと、期間以外においても当公園内における自然とのふれあい活動を四季折々の素材を活かしながらかこなってゆくこととする。ビジターセンターは自然ふれあい活動の拠点施設として位置づけ、公園内の資源を活かしながらか、多彩なプログラムを積極的に展開する。また、自然解説活動はパークボランティア、自然公園指導員をはじめ、地域の活動団体等の協力を得ながら推進することとする。

1) みどりの月間

「自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ」という趣旨を広く一般の人々に呼びかけるとともに、5月4日を含む4月15日から5月14日までの「みどりの月間」中は、「自然とのふれあい」をテーマに、横山ビジターセンターなどにおいて自然観察会やハイキングなど自然とふれあう様々な行事を実施している。今後も関係機関の協力を得ながら、その趣旨を広く普及し、自然環境保全の気運を高めるため、積極的にイベントを展開する。

2) 自然に親しむ運動

昭和25年に始まった「自然に親しむ運動」(当時：自然に親しむ厚生運動)は、毎年7月21日から8月20日を「自然に親しむ運動」期間として、全国で多彩なイベントが開催されている。本公園においては、志摩自然保護官事務所、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会、関係市町等の主催により多彩なイベントが開催されており、今後も当該期間を強化期間として継続した運動の実施に努める。また、期間以外にもシーズンを通して自然に親しめるようなプログラムの企画を図る。

3) 自然公園クリーンデー

全国の自然公園を対象に大規模な美化清掃活動を展開することにより、自然公園の美化思想をより広く普及させることを目的として、8月の第1週日曜日を「自然公園クリーンデー」としており、伊勢志摩国立公園においても利用シーズン前の清掃活動として毎年実施してきている。

夏期が利用の最盛期にも当たることから、広く沿岸域を中心にゴミの持ち帰り運動など広報に努め、美化運動の気運を高めると共に、その実施に併せて自然と親しむことの大切さについても普及啓発に努める。また、その成果を記録し情報の提供に努めることとする。

4) 全国・自然歩道を歩こう月間

平成4年に始まった「全国・自然歩道を歩こう月間」では、毎年10月に長距離自然歩道をはじめとする自然歩道を歩くイベントが、全国各地で開催されている。

本公園においても、近畿自然歩道をはじめとした多くの歩道があり、平成18年に伊勢志摩で実施された第48回自然公園大会に際して、これらも含めて伊勢志摩国立公園内のウォーキングルートが60コース(「伊勢志摩ウォーキング60」)整理された。今後その広報を図るとともに、これらを利用したイベントを積極的に展開し、伊勢志摩の自然や文化とのふれあいの機会の増進を図る。

(3) エコツーリズム

エコツーリズムは、地域の自然や歴史・文化を体験して学びながら、これらの保全に責任を持つ観光のあり方であり、環境保全、観光振興、地域振興などの効果が期待され、国立公園において積極的に推進を図っているところである。本公園は地域の資源を昔から積極的に利用してきており、利用と保全の両立を図るエコツーリズムは、本公園の現在の利用特性と将来の利用のあり方を考えた上で導入を図るべきものである。

現在、伊勢志摩においてエコツアーが実施されている所もあるが、環境省が推進しているエコツーリズムの基本的考え方が浸透しているかについては、明らかとなっていない。しかし、少なくとも本公園においておこなわれるエコツアーについては、環境省の推進する基本的考えに乗っ取った形で実施されることが必要である。そのため、今後伊勢志摩において推進されるエコツーリズムの考え方を整理し、それを浸透させる必要がある。また整理された基本的な考え方については、十分に周知を図り、これらに則ってエコツーリズムが推進されるよう誘導し、その定着に向けた取組を図ってゆく。

(4) 子どもパークレンジャー

平成11年度より環境省と文部科学省の連携事業として始まった「子どもパークレンジャー事業」は、小・中学生を対象に、レンジャー(自然保護官)業務の体験を通して、自然とのふれあい、環境の大切さ、社会への貢献の心を学んでもらおうとするものである。

伊勢志摩国立公園内においては、平成12年より実施されてきており、環境保全の将来を担う多くの子どもたちに自然体験の機会を提供してきている。今後もより多くの子ども達に体験をしてもらえるよう、事業の継続を図るとともにより多くの子ども達にプログラムの提供を図ることができるよう、関係機関等と連携し、本事業の適正、かつ効果的な推進を図る。

(5) 安全対策

1) 安全対策マニュアル

自然公園内での自然解説活動における事故の事例が近年報告されている中、どのような小規模の活動であっても事前の体制、活動中の安全の確保は必要不可欠である。現在、横山ビジターセンターを拠点とした自然観察会等が実施されていることから、各種活動に際しての安全対策マニュアルを早急に整備する必要があり、早期に自然観察活動を行う際の安全対策マニュアルの整備を進め、利用者の安全確保に努める。また、自然観察などを行い、適正な利用の推進に当たる者に対しても、広くその重要性の周知を図ってゆく必要があり、自然解説活動のみならず、各種利用活動に当たった際の危機管理体制整備・安全対策マニュアルの整備を利用活動を企画、実施する者に対して広く呼びかける。

さらに、利用活動を実施する側だけでなく、受ける側も十分に理解することも必要なことから、安全対策に対する普及啓発や策定された安全対策マニュアルについては十分広報を図る。

2) 利用施設の点検

利用施設の設置者は、当該施設が快適かつ安全に利用できるように、日頃から適正な施設の管理に努めなければならない。環境省直轄施設については、各施設の点検マニュアルを作成し、施設の安全確保に努め、その他の施設設置者に対しては、定期的な点検と点検マニュアルの整備を呼びかける。また、点検に当たっては記録を残し、維持修繕が必要なものが発見された場合には、速やかに安全対策を講ずることとする。

3. 人材育成に関する事項

(1) パークボランティア

パークボランティアは、自然保護官をサポートし、国立公園の自然を守り公園を訪れる利用者が自然とふれあい、親しめるような案内などを行い、それらの活動を通じて自然保護思想の普及を図るため、環境省が登録認定を行っているものである。本公園においては、横山ビジターセンターを活動拠点として、伊勢志摩国立公園パークボランティア(平成11年～)がある。「伊勢志摩国立公園パークボランティア活動運営基本計画」に基づき活動を実施し、横山ビジターセンターで行われている自然解説活動のサポートの他に、自然情報の収集及び発信、美化清掃、利用施設の軽微な維持管理作業などを行っている。

今後、活動の充実を図るため、メンバーの適正な増員を図るとともに研修会などを通じた自然解説等の技術の向上を図ってゆく。さらに、ボランティアとして自立した活動を支援するため、他の自然保護団体との交流、活動部会の設置等によるボランティアによる自発的な活動の推進を図る。

(2) 自然公園指導員

自然公園指導員は国立公園等において自然保護官等と連携しながら、「公園利用のルール・マナーの徹底」、「自然解説活動」、「事故防止」及び「情報の提供」を行うもので、環境省自然環境局長の委嘱によるボランティアである。

今後、活動の充実を図るため、環境省及び指導員相互の情報交換、意見交換のための場及び研修会を定期的に開催し、伊勢志摩国立公園における各種取組や他の活動団体の状況についての情報を共有し、積極的な活動の推進を図る。

(3) その他

伊勢志摩国立公園を活動範囲として自然保護、自然解説、エコツアーを実施している団体や公園事業者は、広く伊勢志摩の利用を適正に推進する人材としてその把握に努め、必要に応じて各種講演会など公園の適正利用に資すると思われる事業の案内などを行い、その育成を図る。そのほかに、パークボランティアや自然公園指導員などとの情報の共有の機会や場を設けることを検討し、行政機関のみならず民間団体同士の総合的な連携を図れる体制の整備を図る。

4. 利用施設に関する事項

(1) ビジターセンター

本公園には環境省が整備した横山ビジターセンター、三重県が整備した鳥羽ビジターセンター及び登茂山ビジターセンターの3施設が、現在整備されている。

これらの施設は本公園の自然、歴史・文化、交通などの情報提供を行っているほか、利用者の休憩、情報交換の場、自然解説活動の拠点施設としても活用されている。ビジターセンターは国立公園の利用上、公園の玄関口・利用の導入役となる重要な施設であることから、それぞれの施設における主要な役割を明確にしながら、お互いの機能の連携を図り、伊勢志摩を訪れる多様な利用者ニーズに幅広く対応出来るよう適切な整備・運営を図る。

特に、横山ビジターセンターは、「風景を眺望する国立公園」から「自然や地域の人々の中に身を置き、ふれあう国立公園」とするための「ふれあい活動の拠点」として、また、活動プログラム

や情報の共有を目的とした「ふれあいネットワークの中核施設」として平成8年から平成10年にかけて整備されたものである。鳥羽ビジターセンターは、昭和46年に建設され、伊勢志摩国立公園の自然の営み、風景や人文をわかりやすく解説し、科学的知識と自然保護の重要性や正しい利用方法などを啓発することを目的としたものである。今後もこれらの基本方針にのっとり継続して運営を図ってゆく。

ビジターセンターの機能を高め、より多くの人々に利用をしてもらえよう、国際化対応（3カ国語表記など）、バリアフリー対応や、ユニバーサルデザインの採用、補助犬同伴、筆談器の導入などの福祉環境等にも対応した整備の充実を図る。

1) 情報収集・情報提供

ビジターセンターでは各種情報の提供を行い、適正な利用を推進するため運営されているが、まずこれらの目的を達成するためには、ビジターセンター（ホームページ含む）に訪れてもらうことが必要である。そのためには、伊勢志摩を訪れようとしている人たちが、何を目的とし、どのような情報を必要としているのかを把握したうえで、情報提供する必要がある。

また、来館を誘導するためには必要とする情報や季節に応じた地元の話題をきめ細かく提供することも重要であるが、地利条件等からその利用動線を的確に把握し、来館者の利用形態を把握することも必要である。

以上より、ビジターセンターの目的を効果的に達成するため、ビジターセンター利用者に対してアンケートなどを実施し、その利用動態・ニーズを把握したうえで、得られた情報をさらに分析し、各種事業に反映を図る。

施設における展示情報は、設置されている地域の情報だけでなく国立公園全体の自然情報、地理情報、歴史情報、交通情報を可能な限り展示するとともに必要に応じて改修を行い、掲示板等でリアルタイム情報の提供や地域の活動情報など、利用者に対して速やかに情報提供するよう努める。

また、各ビジターセンターで行われている自然解説活動等が、多くの利用者に情報として伝わるよう、ホームページやマスコミ、宿泊施設、交通機関のターミナル等で年間行事計画及び各活動計画など積極的に情報提供する。

2) 行事の企画・運営

ビジターセンターを自然解説活動の拠点施設として活用する。各種イベントについては、ビジターセンター主催の行事はもちろん、スペースを提供することにより第三者の活動に利用することも含め、広く利用を呼びかけ行事の開催を促進する。また、ビジターセンターの職員や企画に当たる人材に対しては、その企画能力向上のための研修や情報収集を行うこととする。

ビジターセンター利用者より得られた情報は、利用者のニーズと提供者側の目的と適合するような効果的なプログラムを企画するためなど、ビジターの運営に寄与するよう有効に活用を図る。

(2) その他の公園事業施設

ビジターセンターのみならず公園事業施設として認可・承認等を受けている者については、当該施設を活用した利用者に対する情報発信を行い、官民が連携した利用施設の整備の促進を図る。また、簡易な伊勢志摩国立公園の趣旨や国立公園における利用のあり方、地域の情報について常日頃より利用者に対して説明ができるよう、観光関係機関と連携した公園施設従事者の育成を図ることとする。

さらに、より多くの人々に利用をしてもらえよう、国際化対応（3カ国語表記など）、バリアフリー対応や、ユニバーサルデザインの採用、補助犬同伴、筆談器の導入などの福祉環境等に対応できるよう、機会のある毎に関係機関で呼びかけを図る。

5. 利用の適正化に関する事項

(1) 利用の規制

1) 乗入れ規制

アカウミガメの産卵地の保護を図るため、志摩市の日和浜、参宮浜、広の浜といった産卵地となっている砂浜への車両等の乗り入れが規制されている。希少な動物の保護のため、地元住民の乗り入れ規制に対する十分な理解を得ながら、関係機関と協力して標識の設置、啓発リーフレットの配布等を行うとともに、公園利用者への周知を図り自然環境の保全と適正な利用の推進を図ってゆく。

(2) 利用の適正化

1) ゴミの持ち帰り

自然公園法第30条第1項第1号に基づき、伊勢志摩国立公園の快適な利用を図るために、ゴミの散乱を防止し清潔の保持を図る。このため、関係機関と連携して、主要な利用拠点を中心とした利用シーズン前の美化清掃活動を可能な限り官民連携のもと実施し、ゴミの持ち帰りの必要性につ

いて意識を高める。

利用シーズン中に当たっては、標識、パンフレット、マスコミなどを活用し、公園利用者や事業者に対してもゴミの持ち帰りを呼びかけ美化意識の向上を図る。

2) 公園利用のルール

国立公園を快適に利用し、その自然環境等利用資源の保全を図るためには、利用のルールが必要である。現在、伊勢志摩を利用するに当たって全般的なルールの策定自体はされてはいないが、今後利用の適正化をより推進するためにルールの策定が必要なものが生じた場合は、個別分野ごとにルールの策定を検討してゆく。策定に当たっては、関係機関との協議のもとに策定し、速やかに普及啓発ができるような体制を整えることとするが、平日頃より速やかな対応がとれるよう他地区の事例収集や関係機関との情報の共有体制の整備を図る。

6. 利用統計に関する事項

関係機関は、効果的な利用方策を策定することができるようにするため、伊勢志摩国立公園に関係する利用統計の体系的な整備を図る。統計情報の収集については、公園事業施設を中心とした各利用施設の利用者数、利用動態等をアンケートなどの手法を通じて集約的に得ることができるよう努める。また、得られた情報については、市町単位など汎用性を高めるために整理・分析し、各種施策に活かすことはもちろんのこと、ビジターセンターやHP等を通じて一般に対しても公表する。

第4. 地域の修景に関する事項

1. 修景緑化

(1) 基本方針

三重県、関係市町等と協力して緑化思想の普及啓発に努めるものとする。また、開発行為に際しては既存植生の保全活用に留意することとし、主要道路沿線、開発に伴う裸地等において在来種により積極的に修景緑化を図るものとする。

(2) 推進方法

1) 道路沿線については、道路管理者に対し協力を要請するものとする。

2) 許認可等の申請に際し積極的に指導を行うものとする。

3) 主要道路沿線において整備される小公園(三重県アメニティーロード事業など)については、適正な修景植栽が行われるよう指導するものとする。

4) (社) ゴルファーの緑化促進協力会(G.G.G)などの協力金による緑化事業については、適正に実施されるよう指導するものとする。

2. 屋外広告物の整理

(1) 基本方針

三重県、関係市町と協力して主要道路沿線の屋外広告物の整理、デザインの統一等の方策を検討する。市街地、集落等については国立公園にふさわしい町並みづくりが重要な課題であるが、屋外広告物の整理についても、町並みづくりの一環として検討が進められるよう関係市町に要請するものとする。

(2) 三重県屋外広告物条例

三重県の屋外広告物条例に基づく指導との連携を図り、協力して屋外広告物の整理に努めるものとする。

(3) 既設電柱看板の撤去

既設の電柱看板については、鵜方～浜島間の特別地域内の県道沿線から、順次撤去を進めているところである。指導を継続するとともに、普通地域についても、モデル地区を設定する等の検討を進めるものとする。

第5. その他・参考資料

1. 伊勢志摩国立公園基準の特例引用関係表

伊勢神宮地区

(注 印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項	行為の種類	号	基準の内容	
第1項	工作物の新築、改築又は増築のうち仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをい)、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。)を含む。)の新築、改築又は増築	第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。	
		第2号	次に掲げる地域(以下「特別保護地区等」という。)内で行われるものでないこと。	
			イ 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区	
		ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。)であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域		
		第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
		第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
		第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
		第6号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	
		ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復元のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上若しくは社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であって、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。	
		第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。	
		第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
第6号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。			
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線が囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
			第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。
		第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。	
		第1号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。	
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。	
			地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下		20%以下	
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下		30%以下	
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下		
第3種特別地域	20%以下	60%以下		
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するもの 既存建築物の改築又は社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの については、この限りでない。			
第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復元のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの			
第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
第12項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築	本文	第1項第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
			第1項第6号	当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		第1号	第1項第2号	次に掲げる地域で行われるものでないこと
イ	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区			
ロ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により)			

					り特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要である地域)であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りではない。	
			イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
			ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)	
			ハ	学術研究その他公益上又は社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築	
		第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
		ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。		
第13項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	本文	前項第1号	第1項第2号	次に掲げる地域で行われるものでないこと イ 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区 ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要である地域)であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
				第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
				第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りではない。	
			イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
			ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)	
			ハ	学術研究その他公益上又は社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築	
			前項第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。	
		第1号	当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること。		
		第2号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。		
			イ	学術研究その他公益上又は社寺の管理運営上必要と認められること。	
			ロ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。	
			ハ	農林漁業に付随して行われるものであること。	
			ニ	既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。	
			ホ	前項第1号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。	
			前項第1号	イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
				ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)

伊勢神宮（内宮・外宮）地区

伊勢志摩国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

（三重県伊勢市豊川町及び宇治館町の各一部）

凡 例 S=1:25,000

1-1	第1種特別地域界
2-3	〃
3-4	河川敷界
4-5	工作物（柵）界
5-6	道路界
6-7	沢界
7-2	道路界



有料道路管理事務所地区

(注 印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項	行為の種類	号	基準の内容															
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。														
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。														
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。														
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。														
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。														
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m 5m以上、それ以外の道路の路肩から5m 1m以上離れていること。														
			第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m 1m以上離れていること。														
			第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。														
		第1号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。															
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
			地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合													
			第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下													
			第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下													
		第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下														
第3種特別地域	20%以下	60%以下																
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下																
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下																
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下																
第3種特別地域	20%以下	60%以下																
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																	
第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築にあって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの																	
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																	